

海外安全対策情報（香港・マカオ）

1 2022年10月から12月までの間に日本人が巻き込まれた犯罪（当館把握分）

(1) 香港

日系企業を狙った詐欺未遂事件が2021年4月から複数件発生しているとして当館から累次にわたり注意喚起を行っていましたが、その後も同様の手口による詐欺事件が続いており、被害が生じたとの事例もあることから、2022年11月、当館から改めて注意喚起を行っています。今後も同様の事案が発生するおそれがありますので十分にご注意ください。

（参考URL：当館HP（【重ねての注意喚起】電話詐欺について）https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/scam_call_reminder3.html

（参考URL：当館HP（【重ねての注意喚起】電話詐欺について）https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/scam_call_reminder2.html

（参考URL：当館HP（【再々注意喚起】電話詐欺について）https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/scam_call_reminder.html

（参考URL：当館HP（【再注意喚起】電話詐欺について））https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00592.html

（参考URL：当館HP（電話詐欺に関する注意喚起））https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00437.html

(2) マカオ

日本人の犯罪被害は報告されていません。

2 殺人・強盗等凶悪犯罪の事例

香港・マカオともに、2022年10月から12月までの間、日本人の被害は報告されていません。

3 テロ・爆弾事件発生状況

香港・マカオともに、2022年10月から12月までの間、テロ・爆弾事件の発生は報告されていません。

4 対日感情

(1) 香港

一般的には極めて良好です。ただし、先の大戦等に関連して我が国に対する要求を行う団体、尖閣諸島に関して中国の領有権を主張する団体等に

よる抗議活動が依然として行われることがあります。一例として、2022年12月13日には、南京事件に関連して、複数の団体が横断幕を掲げてマイクパフォーマンスを行うなどの抗議活動を行っています。

(2) マカオ

一般的には極めて良好です。ただし、過去には、先の大戦等に関連して我が国に対する要求を行う団体、尖閣諸島に関して中国の領有権を主張する団体等による抗議活動が行われました。

5 日本企業の安全に関する諸問題

(1) 香港

上記1の日系企業を狙った詐欺事件を除いては、日本企業の安全に関する問題は報告されていません。2020年6月末に制定・施行された香港国家安全維持法を巡って、本年1月に実施した当地日系企業に対するアンケートでは、同法について懸念するとの回答が40.7%（昨年7月の前回調査では41.1%）となりました。国安法への懸念は、減少傾向が続き、過去最低となっています。これは、法施行から2年半が経過し、日々のビジネスを行う中で同法によるビジネスへの影響は限定的だという企業の実感が継続しているものと考えられます。

(2) マカオ

治安等を巡って特段の問題は報告されていません。

6 治安情勢

(1) 香港における抗議活動

2019年に多数発生した大規模な集会やデモ等は認められず、また、破壊活動を伴うような違法な抗議活動も見られず、当地の情勢は基本的に落ち着きを取り戻した状況が続いています。

他方、今後も違法な抗議活動が突発的に発生する可能性はあります。警察は、違法集会等に対しては逮捕も辞さない厳しい姿勢で臨んでおり、抗議者と間違われて逮捕される事案等も発生しています。この種の抗議活動には近づかないようにするとともに、無用な誤解を招くような行為を行わないように注意して下さい。

(2) 香港警察発表による2022年の犯罪発生件数

2022年犯罪発生件数は70,048件で、前年より5,620件(8.7%)増加しました。警察の発表によれば、前年と比較して、強盗や空き巣、性犯罪、器物損壊、傷害、ひったくり、すり等の犯罪は減少しました。一方で、詐欺の発生件数が大幅に増加し、主に「オンラインショッピング詐欺」、

「求職詐欺」、「投資詐欺」等のインターネット関連の被害が増加しており、引き続き注意を呼びかけています。

(3) マカオ保安局発表による 2022 年の犯罪発生件数

2022 年の犯罪発生件数は 9,799 件で、前年より 1,577 件 (13.9%) 減少しました。誘拐や殺人等の重大犯罪は低い発生率を維持しており、また、ギャンブル関連の事件も減少傾向にあり、マカオ当局は、治安状況は安定している、と評価しています。一方で、インターネット関連の詐欺や恐喝事件が増加しており、引き続き、当局は注意を呼びかけています。

7 その他の注意喚起

(1) クレジットカード情報の盗難について

報道によると、ダーク・ウェブ上で不正に売買されているクレジットカード情報のうち、香港で発行されたものは約 40 万件に上るとされています。これは、被害件数としては米国及び豪州に次ぎ世界で三番目に多いとされるほか、人口との比率で見ると最も高いこととなるため、特に注意が必要です。

このような状況を踏まえ、当館では、香港警察から、クレジットカード情報の盗難の手口及び予防方法についてアドバイスをいただいているので、在留邦人の皆様におかれては、ご留意されるようお願いいたします。

ア 手口

● フィッシング詐欺

虚偽のインターネットサイトを設けた上、email や SMS を送信し、様々な口実（例：アカウント情報の更新や未払いの支払いがあるなど）を用いてクレジットカード情報を入力させるようとする。

● 店頭端末（POS 端末）システムへのハッキング

店頭端末システムへハッキングをし、顧客のクレジットカード情報を窃取する。

イ 予防方法

● 信頼性の高いオンラインショップを利用する。

● “https” により暗号化されたウェブサイトにおいてのみオンライン決済をする。

● 共用パソコンから、オンラインバンキングにログインしたり、クレジットカード情報を入力したりしない。

● POS 端末にウイルス対策ソフトを導入し、内部ネットワークにのみ接続する。

● フィッシング詐欺サイトや email に注意し、怪しい email の添付ファイ

ルやリンクをクリックしない。

- クレジットカードの請求書を適時に確認するとともに、怪しい請求については報告する。
- クレジットカード情報を含む個人情報を保護する。
- クレジットカード情報を含む個人情報の開示を求められた際は、注意し、慎重に対応する。
- オンライン決済をする際に必要となるワン・タイム・パスワードを第三者に教えない。
- 見たことのないアプリやウェブサイトにおいて、クレジットカード情報やセキュリティ・コードを入力しない。

(2) 香港・マカオへのタバコの持ち込みについて

タバコの持ち込みにおける免税範囲は、タバコ 19 本又は葉巻 1 本又は刻みタバコ 25 グラムまでとされており、右の範囲を超えて持ち込む場合やビジネスや商業目的による貿易のため持ち込む場合は、申告及び課税をする必要があるところ、十分注意してください。なお、2022 年 4 月 30 日から、香港への代替喫煙製品（加熱式タバコ製品、電子タバコ、ハーブタバコ等）の輸入等は禁止されていますのでご注意ください。また、2022 年 12 月 5 日から、マカオへの電子タバコの輸入等は禁止されています。

(参考 URL : 香港海関 HP) https://www.customs.gov.hk/en/passenger_clearance/duty_free/index.html

(参考 URL : 香港衛生署 HP) https://www.taco.gov.hk/t/english/legislation/legislation_asp.html

(参考 URL : マカオ海関 HP) <https://www.customs.gov.mo/cn/customs2.html>

(参考 URL : 当館 HP) https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20190830_taxfree.html

(3) 香港で短期商用活動を行う際の就労査証（ビザ）取得について

香港では、「訪問査証（ビザ）」で可能な商用活動の範囲は極めて限定されており、何らかの商用活動を行う場合には、期間の長短及び報酬の有無に拘わらず「就労査証（ビザ）」を取得する必要があります。仮に「就労査証（ビザ）」を取得することなく商用活動と見なされる活動を行っていると思われる場合には、「入境条例」違反により逮捕・拘留され、当該本人の雇用主も同様に同条例違反となる可能性があります。ついては、香港において「就労」と見なされる可能性のある活動を行う場合、あるいはそのような活動を行う者を雇用する場合には、「入境条例」違反とならないよう事前に関係情報を確認するなど、十分注意してください。

(参考 URL : 香港入境事務處 HP) <http://www.immd.gov.hk/eng/faq/visit-transit.h>

[tml](#)

(参考 URL : 当館 HP) <http://www.hk.emb-japan.go.jp/files/000380758.pdf>

- (4) 大麻由来成分「カンナビジオール」(CBD)及びカンナビジオールを含む製品の持ち込みなどについて

2023年2月1日から、香港では、大麻由来成分「カンナビジオール」(CBD)及びカンナビジオールを含む製品の輸出入、製造、所持、使用は禁止され、最大で500万香港ドルの罰金と終身刑に処せられる可能性がありますのでご注意ください。

(参考 URL : 香港保安局禁毒署 HP) <https://www.nd.gov.hk/en/CBD.html>

- (5) 香港へのスタンガンや警棒等の持ち込み(香港でのトランジットを含む。)について

香港条例第238章(銃械及弾薬条例)第13条には、「何人も免許を取得しない限り武器(Arms)(スタンガン、ペッパーズプレー等)や火器を所持することができない」旨規定されており、これに違反すると、最大で10万香港ドルの罰金と禁錮14年の刑に処せられる可能性があります。また、香港条例第217章(武器条例)第4条には、「何人も違法武器(Prohibited Weapons)(ナックル、警棒、ナイフ等)を所持することができない」旨規定されており、これに違反すると、最大で1万香港ドルの罰金と禁錮3年の刑に処せられる可能性があります。最近、香港への旅行者や香港でトランジットする旅行者が、香港国際空港で逮捕されるケースが増えていることから、特に注意が必要です。

(参考 URL : 香港警察 HP) https://www.police.gov.hk/ppp_en/04_crime_matters/cpa/cpa_at_01.html

- (6) 金の密輸について

金地金(金塊に加えて一部加工された金製品を含む)の日本への密輸入事件が引き続き多く発生しており、2018年(平成30年)の処分件数が1,086件、押収量も2トンを超えています。密輸仕出地別の摘発件数のうち332件が香港からであり、金の密輸入の多くは、旅行者等に日本までの運搬を依頼する手口によるもので、金の密輸入を依頼する者は、暴力団などの犯罪組織です。また、最近は航空貨物を利用した事案も増加しています。金の密輸入は脱税を伴う重大犯罪であり、犯則者には厳格な処分が行われるので、こういった犯罪に巻き込まれないように、十分注意してください。

- (7) 日本への肉製品の持ち込みに対する対応の厳格化について

海外から日本に携帯品(お土産を含む)として違法に持ち込まれる畜産物からアフリカ豚コレラの感染症のウイルスが分離されるなど、日本の家

畜へのリスクが高まっていることを受け、日本への肉製品の持ち込みに対する対応が厳格化されました。対象品は、偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、羊、鹿など）、馬、家きん、犬、兎、みつばち由来のもので、香港からの持ち込みが特に多いものは、牛豚干肉、ソーセージパン、豚肉ソーセージ、肉製品を含む弁当（機内食の持ち帰りを含む）、鶏爪、肉まんが挙げられます。動物検疫所による輸入検査を受けずに対象品を持ち込んだ場合は、家畜伝染病予防法により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられるので、日本に帰国される際は、十分注意してください。

（参考 URL：農林水産省動物検疫所 HP）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

※ 海外安全対策情報について、香港政府及びマカオ政府の報道発表資料等を反映させる必要があるため、掲載まで時間を要することをご了承ください。